

発信者情報開示の現状

法律事務所アルシエン 弁護士 清水陽平

迅速化について

- 令和3年改正により、相対的に開示に至るまでのスピードは上がった
 - ・ 通常訴訟を要せず、発信者情報開示命令事件で、氏名・住所等の開示請求が可能となった
 - ・ 提供命令により、1段階目（CPとの紛争）が相対的に迅速化された
- ただし、提供命令に対応する先ばかりではない

提供命令に対する対応

- 大手の国内事業者は提供命令に比較的迅速に対応してくれる（2週間～1ヶ月）
- 国内中小事業者においては、対応が別れる
 - ⇒対応するところ
 - 対応しないところ（掲示板サービスなどに多い）
 - 任意に開示をしていくところ
- 国外事業者も提供命令に応じて対応はしてくれている
しかし、対応までに時間がかかることが多い
⇒概ね1～2ヶ月

国外事業者A 提供命令に対する近時の対応実績

※構成員限り：

発令日	通知日
2024/07/09	2024/09/18
2024/07/23	2024/08/08
2024/09/13	2024/10/22
2024/09/25	2024/12/02
2024/11/01	2024/11/25
2024/11/28	2025/01/16
2024/12/10	2025/01/09
2024/12/11	2025/01/16
2025/01/31	2025/02/28
2025/01/31	2025/02/13
2025/02/13	2025/03/28
2025/02/21	2025/05/22
2025/05/27	2025/06/26
2025/06/24	2025/08/25
2025/09/01	2025/11/12
2026/02/13	2026/04/22
2026/02/24	2026/06/02
2026/04/16	
2026/05/19	
2026/05/29	
2026/06/01	

- 早いときは1か月程度
- 2025年半ば以降、対応が遅くなっている傾向
- 近時は2～3か月程度かかるようになっている

国外事業者B 提供命令に対する近時の対応実績

※構成員限り：

発令日	通知日
2025/04/07	2025/05/22
2025/06/27	2025/08/14
2025/07/15	2025/08/27
2025/08/12	2025/09/09
2025/12/18	2026/03/17
2025/12/26	2026/02/24
2026/01/14	2026/03/10
2026/01/16	2026/2/6
2026/02/20	2026/04/16
2026/02/25	2026/3/31
2026/03/02	2026/04/01
2026/05/29	

- 概ね1～1.5か月程度
- ただし、遅いときは3か月近くかかることもある

国外事業者C 提供命令への対応実績

※構成員限り：

- 対応実績なし
- 請求対応に係る弁護士及び裁判所の間で、提供命令に対応しないことが周知の事実となっている
⇒提供命令の申立てを行っている弁護士はほぼいないと思われる
- 開示命令における保有確認さえ、間接強制が発令されてはじめて行われる状況

国外事業者Cへの対応

※構成員限り：

- 発信者情報開示命令事件ではなく、仮処分で開示請求を行う
* 実務におけるデファクトスタンダード
- 保有確認を待って発令とすると手続きが遅延してしまうため、「不保有不執行上申」を提出することで、決定発令をしてもらう
- その後直ちに間接強制の申立てを行う
⇒意見照会が届いた後、又は発令後、強制金発生前に開示される
- 仮処分は、確定しなくても執行ができるのが強み

提供命令の課題・問題点

- 提供命令自体に強制力がない
 - * ログ保有を事前に立証できていれば、執行可能だが...
 - ⇒対応までの時間がかかりすぎており、APのログ保存期間内に間に合わないことがある
 - (改善案)
 - ・ 少なくとも大規模PF事業者については、対応するまでの期間を法定する
 - ・ 不誠実な対応については罰則を設ける など
- 提供命令で提供される情報だけでは、ログの特定ができない場合がある
 - ⇒接続先IPアドレス、接続元ポート番号などが要求されることがあるが、保存されていない結果、提供されないことが多い
- 第2事件となるAPが中小プロバイダの場合、提供命令という制度自体を認識しておらず、対応がされない、又は対応が遅延することがある

プロバイダの多層化

- プロバイダが多層化している例が一定程度見られる
 - ジェイコム→地域会社
 - ドコモビジネス→ドコモ
 - JPIX→GMOインターネット
 - KDDI→ソニーネットワークコミュニケーションズ
- 多層化している可能性を考慮して、APに対しても提供命令を申し立てる必要性が生じている
- 多層化している場合、手続きに時間がかかり、特定できない場合がある

代表的APの提供命令の対応状況

会社名	平均通知日数
国内事業者A	20
国内事業者B	19
国内事業者C	22
国内事業者E	50
国内事業者F	18
国内事業者G	22
国内事業者H	9
国内事業者I	42
国内事業者J	26
国内事業者K	11
国内事業者L	57
国内事業者M	33
国内事業者N	7
国内事業者O	13

※構成員限り

- 不保有の場合の回答も含まれており、その場合には回答までの時間が短くなる傾向がある
- したがって、実際にはもう少々長いと思ってみていただくべき。

国内事業者Cの提供命令への対応

※構成員限り：

- 国内事業者Cは、どのIPアドレス、タイムスタンプ等から通信を特定したかが決定上明らかになっていない限り、開示をしないというスタンス
⇒提供命令では開示がされない
- 提供命令でAPが国内事業者Cであることが明らかになった場合は、以下の対応をとることになる
 - ①CPへの開示請求を先行する
 - ②開示された情報をもとに、投稿記事目録・発信者情報目録を訂正
 - ③開示結果とともに、目録を提出

提供命令に対応したCP、APの扱い

- CPが提供命令に基づきAPに対して履行をした場合、APに下位APが存在し下位APに履行した場合、CPや上位APへの開示命令を取り下げてよいのか。
- 裁判所も取下げを推奨するが、下位APの中には、取り下げた場合は提供命令の効力もなくなるとして、開示に応じないとするところがある
- すでに発令された提供命令、及びその履行の効果をどのように考えるべきか、法律上は定めがない

「保有」立証

- 発信者情報の「保有」は開示請求者に主張立証責任がある
- 実務上は、開示関係役務提供者が調査し、適切に認否をすることで認定
- 保有調査に非協力的（長時間かかるものも含む）なところがある
⇒立法的解決が必要ではないか
例：保有を推認する、調査・回答義務を設ける など
- 事実状態としての不保有と、法律要件としての保有に該当しない場合の区別
がされない例がある
⇒事実状態として「保有」しているかが認否対象となることを整理すべき

「情報の流通によって」

- 発信者情報開示請求は、特定電気通信による「情報の流通によって」権利侵害が発生している必要がある
⇒権利侵害が「情報の流通」自体によって生じているものが対象（逐条解説48頁）
- チケット転売の場合
⇒「正規購入者本人しか利用できないチケットを第三者が取得して使用すれば、本来は入場資格のない人物がイベントに不正に入場することとなり、そのような主催者を欺いて入場する行為自体が犯罪にも該当しうる違法行為といえます」
<https://corporate.starto.jp/s/e/news/detail/10068>
- この理由で認められたとすれば、情報流通の「結果」として得られたチケット利用に関する問題であるため、「情報の流通」自体によって生じているとはいえないのではないか
- 実際上、こういった用途のための開示請求の需要も存在はしており、それに関する手当を検討する必要はないのか。

「正当な理由」

- 一般的に損害賠償請求等の目的があることが「正当な理由」となる
- 逐条解説116頁は、刑事責任の追及は「正当な理由」に該当しないとする
⇒理由として、被告訴人・被告発人の氏名・住所等が不明でも告訴・告発が可能であるためとされる
- 理論上は正しいが、実務上、インターネット上の名誉毀損等での告訴は、被告訴人を特定することが求められる
⇒告訴等のために発信者情報開示請求を行いたいという要望は一定程度存在する

意見照会

- 多くの事業者は発信者への意見照会（法第6条1項）を行っている一方、少なくとも国外事業者A、国外事業者Cは意見照会を行っていない

※構成員限り：

- 意見照会を行うことで発信者による自主的解決の可能性がある
⇒少なくとも大規模PF事業者には、意見照会を義務とすべきではないか
- 意見照会が、どの段階（任意の開示請求なのか、裁判での開示請求なのか）でされているのか分からず、裁判であることが分かるとしても事件番号が分からない
⇒記録の閲覧・謄写ができない
⇒氏名秘匿手続を用いて、発信者側に利害関係参加をする余地
- 申立ての途中で権利侵害の理由が変わる場合、意見照会がされていない
⇒発信者側として反論の機会が失われている

(参考) 弁護士会照会への対応

- 電話番号が開示された場合、弁護士会照会により電話会社への契約者情報の照会を行うことが通常
- 個人で開示請求を行い電話番号の開示を受けた場合、以後自身で調査する方法がない
⇒電話会社も開示関係役務提供者になるような改正が必要か
- 発信者情報開示請求によって得られた情報は、通信の秘密と無関係なものとして（「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」による指摘）、回答を得られるのが通常
- 国内事業者Hは「プライバシー保護の観点から」として回答を拒否する

※構成員限り：

消去禁止命令

- CPに対して申し立てることはあまりない
- APに対して申し立てることもあまりない
- 消去禁止命令の発令は、発信者情報の「保有」が前提となるため、裁判所が照会を行っている
⇒結果として、任意の保有を回答する例が多い
- 制度として存在することによる任意保全という側面があるのではないか

開示請求に手数料を課す動き

- 国内掲示板サイトA 1レス33,000円
※構成員限り：
 - 国内掲示板サイトB 1件5,000円（ただし、最低金額10,000円）
※構成員限り：
- ※APIにも、約款で発信者に対して費用請求することを明記するケースあり
- 権利侵害の明白性の有無と無関係に開示がされる懸念、サイトがIPアドレスの販売を事業にする懸念。
 - 特定の弁護士に依頼しないと開示されないCPも存在